

★「令和8年分 年末調整のしかた」のほか、「令和8年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」も公表されています。企業において、年末調整と連動して作成等しなければならない「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」についても取り上げられています（これについても、改正事項あり）。

お声掛けくだされば、各資料のURLをお伝えします。必要であれば、改正事項の内容なども説明させていただきます。

重要改正

令和8年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃

令和8年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が47都道府県中33府県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された1,176円を1円上回る「1,177円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

.....令和8年度の地域別最低賃金の改定状況の一

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日※
北海道	1131円(1075円)	令和8年10月1日	滋賀	1136円(1080円)	令和8年10月3日
青森	1090円(1029円)	令和8年10月29日	京都	1180円(1122円)	令和8年11月16日
岩手	1090円(1031円)	令和8年12月1日	大阪	1231円(1177円)	令和8年10月1日
宮城	1098円(1038円)	令和8年10月1日	兵庫	1172円(1116円)	令和8年10月1日
秋田	1090円(1031円)	令和8年10月14日	奈良	1107円(1051円)	令和8年10月4日
山形	1092円(1032円)	令和8年10月30日	和歌山	1101円(1045円)	令和8年10月3日
福島	1094円(1033円)	令和8年10月16日	鳥取	1090円(1030円)	令和8年10月3日
茨城	1136円(1074円)	令和8年10月18日	島根	1092円(1033円)	令和8年10月10日
栃木	1125円(1068円)	令和8年10月1日	岡山	1104円(1047円)	令和8年10月2日
群馬	1120円(1063円)	令和8年10月3日	広島	1141円(1085円)	令和8年10月11日
埼玉	1196円(1141円)	令和8年10月1日	山口	1101円(1043円)	令和8年10月8日
千葉	1195円(1140円)	令和8年10月1日	徳島	1103円(1046円)	令和8年11月1日
東京	1280円(1226円)	令和8年10月1日	香川	1092円(1036円)	令和8年10月1日
神奈川	1279円(1225円)	令和8年10月1日	愛媛	1093円(1033円)	令和8年11月1日
新潟	1108円(1050円)	令和8年10月1日	高知	1086円(1023円)	令和8年10月29日
富山	1119円(1062円)	令和8年10月1日	福岡	1114円(1057円)	令和8年10月4日
石川	1113円(1054円)	令和8年10月3日	佐賀	1095円(1030円)	令和8年11月15日
福井	1112円(1053円)	令和8年10月4日	長崎	1087円(1031円)	令和8年11月2日
山梨	1113円(1052円)	令和8年11月1日	熊本	1092円(1034円)	令和8年12月1日
長野	1117円(1061円)	令和8年10月2日	大分	1096円(1035円)	令和8年11月1日
岐阜	1121円(1065円)	令和8年10月1日	宮崎	1085円(1023円)	令和8年10月24日
静岡	1154円(1097円)	令和8年10月15日	鹿児島	1090円(1026円)	令和8年10月25日
愛知	1195円(1140円)	令和8年10月1日	沖縄	1086円(1023円)	令和8年12月2日
三重	1143円(1087円)	令和8年10月1日	全国加重平均	1177円(1121円)	—

□ は改定あり
(すべての都道府県で改定)

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

★ 昨年度ほどではありませんが大幅な引き上げとなるので、最低賃金割れが生じないように注意しましょう。不安であれば、気軽にご相談ください。また、政府は、最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者への支援策を講ずることとしていますので、これについてもお尋ねください。

お仕事
カレンダー
10月



10/13

● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/2

● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 8月決算法人の確定申告と納税・2027年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分）

● 労働保険料の納付（延納第2期分）



kadokura human resource department office

社会保険労務士法人 門倉事務所

〒321-0952 宇都宮市泉が丘 2-2-3 PAOビル 303号

☎028-613-6263 <https://www.roumu-kadokura.jp/>

門倉事務所 検索

